平成28年定例会 6月定期議会総務企画常任委員会調査報告書

○委員会報告(2月4日)····································	1
(1) 所管事務調査事項について	
○委 員 会 報 告 (2月8日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
(1) 2月定期議会所管議案及び補正予算について	
○委 員 会 報 告 (2月24日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
(1) 平成28年度当初予算及び主要事業について	
○委員会報告(3月1日)····································	10
(1) 平成28年度当初予算及び主要事業について (2) 委員会報告書について	
	13
所管事務調査 (1)原子力災害に係る登米市避難計画(豊里町・津山町編) (案)	
(1) 原丁刀火音に係る弦木巾姓無計画 (豆里町・伊山町柵)(糸) について	
(2) 登米市空家等対策計画(案)について	

平成28年6月22日総務企画常任委員会

- 1. 期 間 平成28年2月4日(木)16時30分~16時50分
- 2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室
- 3. 事件及び目的
- (1) 所管事務調査事項について
- 4. 出 席 者 委員長 伊藤吉浩、副委員長 氏家英人 委 員 日下俊、及川昌憲、佐藤恵喜、熊谷憲雄、 庄子喜一、八木しみ子

(事務局) 稲辺大裕

- 5. 概 要
- (1) 所管事務調査事項について 協議の結果、以下のとおり調査することに決定した。
 - ○2月8日 (火)
 - 1) 2月定期議会所管議案及び補正予算について
 - ○2月24日 (水)
 - 1) 平成28年度当初予算及び主要事業について
 - ○3月1日 (火)
 - 1) 平成28年度当初予算及び主要事業について
 - 2) 委員会報告書について
- (2)委員会報告書について 3月1日の常任委員会で協議することに決定した。

- 1. 期 間 平成28年2月8日(水)10時~15時34分
- 2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室
- 3. 事件及び目的
- (1) 2月定期議会所管議案及び補正予算について 2月定期議会所管議案及び補正予算について内容を調査し、課題等を検証する。
- 4. 出 席 者 委員長 伊藤吉浩、副委員長 氏家英人 委 員 日下俊、及川昌憲、佐藤恵喜、熊谷憲雄、庄子喜一、 八木しみ子

(企画部)部長 秋山茂幸、次長 中澤和志、参事兼企画政策課長 佐藤裕之、 参事兼市民活動支援課長 佐藤浩、財政課長 加藤均、市民活動支援課課長補佐 兼地域振興係長 千葉清記

(総務部)部長 千葉博行、次長兼市長公室長 中津川源正、次長兼税務課長 冨士原徹、人事課長 阿部孝弘、総務課長 大柳晃、防災課長 千葉勝範、収納対策課長 田村啓峻、選挙管理委員会事務局次長 平山法之、契約専門監 及川仁、市長公室室長補佐(総合調整担当)幡江健樹

(消防本部)消防長 佐々木建待、消防次長 尾形善英、消防署長 鈴木軍雄、 参事兼消防総務課長 加藤勤、警防課長 鈴木秀彦、予防課長 高橋勝義、指令 課長 猪股久雄

(水道事業所)所長 佐藤和哉、参事兼水道管理課長 羽生芳文、水道施設課 長 菊池勝郎、水道管理課課長補佐兼経営管理係長 千葉智浩

(事務局) 稲辺大裕

- 5. 概 要(別紙のとおり)
- 6. 所 見(別紙のとおり)

(1) 2月定期議会所管議案及び補正予算について

○概 要

「企画部」

・議案第25号 登米市東和多目的集会施設条例の一部を改正する条例について 平成17年度に定めた集会施設適正化推進計画に基づき、東和馬の足集会所を普通 財産化し、当施設を主に利用している関係自治会への譲渡を推進するため、条例の 一部改正を行うもの。

• 補正予算

企画一般管理費で利子積立金43万円増。登米祝祭劇場の外壁工事及び大道具購入費で199万円減、新田駅連絡橋解体工事で96万円の減額、システム管理に要する経費で4,154万円の減額。

[消防本部]

・議案第35号 登米市火災予防条例の一部を改正する条例について 条例制定の基準を定める対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器 具等の取扱いに関する基準を定める省令の一部改正が交付されたことにより、登 米市火災予防条例の一部を改正するもの。

• 補正予算

歳入

消防費県補助金494万円の減。12款の使用料及び手数料に計上していたものを15款の財産収入へ変更して計上。物品売払収入は消防車売却による収入98万円の計上し、20款市債の消防債で20万円の減額。

歳出

委託料144万円の減、備品購入費379万円の減とし、消防団運営費の消耗品84万円の減、小型動力ポンプ整備費23万円の減、備品購入費327万円の減額をする。旧東出張所の解体工事に係る費用が確定したため、委託料16万円、工事請負費178万円の減額。

[水道事業所]

消費税の計算方法の変更により、収益的収入及び支出内にある雑収益及び雑支出をそれぞれ減額する。水安全計画の策定委託業務と取水ポンプの維持管理業務委託などで、1,550万円の減額とし、資本的収入の部で建設改良費が減るに伴い、改良費企業債を3億1千万円と国庫補助金が1,500万円の減額を計上。

[総務部]

・議案第22号 登米市行政不服審査会条例の制定について

本条例は行政不服審査法第81条第1項の規定に基づく、市長の付属機関として 審査請求に係る諮問に対する答申、または調査審議等を処理する為に設置をし、 その審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるもの。

・議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定 について

行政不服審査法が本年4月1日から施行されるに伴い、現行法の規定を引用する関係する7つの条例について規定の整備を行うもの。

- ・議案第26号 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- ・議案第27号 登米市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成27年8月6日の人事院勧告に基づき、特別職の国家公務員の給与が改定されたことを踏まえ議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改定するもの。

・議案第28号 登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

平成27年8月6日の人事院勧告に基づき、本市職員の給与について国家公務員の給与改定に準じて、本条例の一部を改定するもの。

• 補正予算

歳入

市民税が総額2億5千万円の増額

歳出

ふるさと納税の謝礼品贈呈に要する経費として919万円の増額となり、米山高校跡地利用の経費として、土地取得特別会計繰出金として公有財産管理費を3億円の増額、コミュニティFM中継局等の工事に関する施行管理業務委託料として273万円の減額を計上する。

蛭沢地区工業団地造成事業及び長沼第二工業団地事業の確定により、宅地造成事業特別会計への繰出金として、総額2,219万円の減額。

〇 所 見

集会施設は、現在市全体で318施設あるが、自治会所有が260施設、市所有が57施設、個人所有が1施設となっている。今回は「集会施設適正化推進計画」に基づき、東和町馬ノ足集会施設を普通財産化し、自治会へ譲渡を進めるものであり、年度内には市所有のうち34施設を譲渡する計画となっている。

今後とも同計画に基づき、集会施設の管理運営の公正性・公平性確保の視点からも、引き続き、関係自治会と話し合いを重ねながら、順次譲渡を進め、各自治会による有効活用と地域コミュニティの活性化につなげていく必要がある。

さらに「公共施設適正配置計画」との整合性を図りながら、指定管理、直営施設 のあり方についての検討も必要であり、集会施設における、「所有」「整備」「管理」 「運営」についても更なる検討改善が必要なものと考える。

- 1. 期 間 平成28年2月24日(水)9時30分~15時55分
- 2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室
- 3. 事件及び目的
 - (1) 平成28年度当初予算及び主要事業について 平成28年度当初予算及び主要事業について内容を調査し、課題などを 検証する
- 4. 出席者 副委員長 氏家英人

委 員 日下俊、及川昌憲、佐藤恵喜、熊谷憲雄、庄子喜一、 八木しみ子

(総務部)部長 千葉博行、次長兼市長公室長 中津川源正、次長兼税務課長 冨士原徹、人事課長 阿部孝弘、総務課長 大柳晃、防災課長 千葉勝範、収納対策課長 田村啓峻、選挙管理委員会事務局次長 平山法之、契約専門監 及川仁、市長公室室長補佐(総合調整担当)幡江健樹

(企画部) 部長 秋山茂幸、次長 中澤和志、参事兼企画政策課長 佐藤裕之、 参事兼市民活動支援課長 佐藤浩、財政課長 加藤均、市民活動支援課課長補佐 兼地域振興係長 千葉清記

(事務局) 稲辺大裕

- 5. 概 要(別紙のとおり)
- 6. 所 見(別紙のとおり)

(1) 平成28年度当初予算及び主要事業について(総務部・選挙管理員会)

〇 概 要

総務部・選挙管理員会における平成28年度当初予算について調査を行った。

○ 歳入関係

【市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税等】

・市民税、固定資産税、市たばこ税等で、総額72億2,300万円ほどの計上となっており、前年度予算と比較して約3.6%増(2億5,300万円)を見込んでいる。

◇ 現年度課税分の市税の概要

- ・個人市民税は、米価の上昇による農業所得の増で、24億8800万円ほどの計上で前年度対比4.5%増(1億7百万円)となっている。
- ・法人市民税も輸出関連企業等の法人税割の増により、4億5,000万円ほどの計上。前年度対比5.1%増(2,100万円)となっている。
- ・固定資産税は、設備投資に伴う償却資産の増により、前年対比2.0%増(6,440万円)となっている。
- ・軽自動車税は、税率改正により、前年度対比25.1%増(5,700万円)とし、市 たばこ税は、税率改正により、前年度対比0.8%増(493万円)としている。
- ・水利地益税は、収納率見込を増やしたことにより、前年度対比1.7%増(1万円)となっている。

○ 歳出関係

【一般管理費】

・ふるさと応援寄付金の拡充策、またシティセールスの観点からも、謝礼品の拡大、インターネット申込やクレジット決済などの手続き方法の拡充などで、6,052万円を計上。これは、1億2千万円の寄付を想定した報償費額となっている。

【財産管理費】

・雇用の確保、産業振興、移住定住等に資するため、旧米山高校跡地を購入する取得費として3億1,200万円を計上する。また、公共施設の最適配置、インフラ施設の適切な管理の指針とするために固定資産台帳を整備するための委託料として4,000万円を計上している。

【選挙管理費】

・任期満了となる迫川上流土地改良区総代選挙及び豊里町土地改良区総代選挙が行われる経費について、55万円を計上、平成28年7月25日に任期満了となる参議院議員選挙費として、5,184万円を計上している。

【災害対策費】

・災害時の情報伝達手段として、コミュニティFMの放送可聴エリアの拡大を図るため、平成28年度分として8,203万円を計上する。

【土地取得特別会計】

土地開発基金管理費では、長沼第一工業団地の事業終了による清算金により 4,219 万円を基金に積立を行う。他会計繰出金では、長沼第2地区工業団地造成工事5億 4,496万円と登米インター地区工業団地造成事業費2億3296万円の見込みを計上している。

○ 所 見

ふるさと応援寄付金は、昨年、インターネットでの申し込みやクレジット決済が可能となったことで寄付者が大幅に伸びた。しかし一方で、各自治体での謝礼品の拡大競争が気になる。本市においては寄付額に対する謝礼品の割合を3割に保ちながら、シティセールスの観点からも進められたい。

(2) 平成28年度当初予算及び主要事業について(企画部)

〇 概 要

企画部における平成28年度当初予算について調査を行った。

[企画部]

【平成 28 年度の当初予算について】

- ・一般会計 488 億、特別会計 (6 会計) 286 億、企業会計 (3 会計) 163 億で、 平成 28 年度の当初予算額は全会計で 932 億円ほどとなり、前年度と比較すると 3.0%増(27 億)となる。
- ・一般基金の総額として、年度中の積立が11億円、取り崩しが31億円を計上しており、年度末残高は、137億円となる見込みである。

【歳入予算について】

• 地方交付税

普通交付税、特別交付税、震災復興特別交付税で総額 189 億円を計上しており、 前年度当初予算と比較し約 1.6%増(3 億円)を見込んでいる。

• 繰入金

災害公営住宅整備事業が完了したことにより31億円を計上しており、前年度予算と比較し3億4千万円の減額を見込んでいる。

• 市債

三陸自動車道地域活性化施設整備事業に活用する債権及び市債の借換えで72億円を計上しており、前年度予算と比較し17億円の増額を見込んでいる。

【企画費】

総合計画管理費では、総合計画に掲げているまちづくりの基本構想に市民の意見を反映させるためのまちづくり市民意向調査を実施する経費として78万円、先進事例調査研究事業で144万円を計上し、登米祝祭劇場の管理に要する経費では、指定管理委託料や空調中央監視装置の更新、ショーホールの操作機器の更新、池周辺の安全柵の設置などで総額1億2千万円を計上している。

協働のまちづくり事業費では、新たに地域のリーダーを養成するための研修やワークショップを開催するための協働のまちづくりリーダー養成事業として、342万円を計上する。また、未来のまちづくり推進基金積立金では合併特例債を活用し、平成28年度分として8億円を新たに増額で積立する。シティプロモーション推進事業費では、県内認定の大学生の実践教育のフィールドとして登米市を選ぶように誘致活動を行う「大学等フィールドワーク誘致促進事業」で51万円、移住定住促進事業費において、(1)移住定住促進事業299万円、(2)住まいサポート事業3,360万円(3)空き家改修事業の補助金150万円を計上する。

○ 所 見

未来のまちづくり支援事業として、今年度も集落支援員を各コミュニティに配置するが、うまく機能していないのではないか。各コミュニティの地域づくりを支援するのが設置目的だが、地域に馴染めず任期途中で辞めてしまう支援員が出るなどの事例が見られる。集落支援員がやりがいを感じながら長く続けられるようチェックを怠りなく願いたい。

- 1. 期 間 平成28年3月1日(水)9時00分~11時57分
- 2. 場 所 登米市役所迫庁舎第1委員会室
- 3. 事件及び目的
 - (1)平成28年度当初予算及び主要事業について
 - (2)委員会報告書について
- 4. 出席者 委員長 伊藤吉浩、

委 員 日下俊、及川昌憲、佐藤恵喜、熊谷憲雄、庄子喜一、 八木しみ子

(消防本部)消防長 佐々木建待、消防次長 尾形善英、消防署長 鈴木軍雄 参事兼消防総務課長 加藤勤、警防課長 鈴木秀彦、予防課長 高橋勝義、指 令課長 猪股久雄

(水道事業所)所長 佐藤和哉、参事兼水道管理課長 羽生芳文、 水道施設課長 菊池勝郎、水道管理課課長補佐兼経営管理係長 千葉 智浩 (事務局)稲辺大裕

- 5. 概 要(別紙のとおり)
- 6. 所 見(別紙のとおり)

(1) 平成28年度当初予算及び主要事業について

〇概 要

[消防本部]

【歳入】

市債において、消防出張所整備事業債及び消防防災センター整備事業債は、利率の低い有利な借換債を発行する。

【歳出】

常備消防費では、資機材搬送車1台の更新と査察広報車2台の更新を行う経費。 消防施設整備維持管理費において、防火水槽5基を設置し、1基を撤去する。ま た、公有財産購入費において、迫地区・米山地区の現在土地を借りて使用している 防火水槽敷地を購入する。工事請負費について、ホース乾燥塔5基を整備するもの。 消防ポンプ置場等整備費の工事請負では、現在使用している消防団の消防ポンプ 置場を解体し新築工事を行うもの2棟及びポンプ置場2棟の屋根の改修工事分を 計上している。

○所 見

近年、全国で予想を超える地震をはじめ、豪雪や竜巻、集中豪雨、河川氾濫等、 数々の自然災害が発生し、大規模被害が増加している傾向がある。

本市においてもこれらの各種災害に対応するため、更なる装備の充実を図るとともに消防と消防団の役割を明確にしながら、連携強化を図ることが「地域防災力」を向上につながると考える。

消防においては、職員の若返りによる経験不足や人材育成の課題があり、消防団においては、団員の高齢化や団員不足、処遇改善など多くの課題が山積している。 今後とも、一つ一つ課題を解決しながら、常備消防と消防団が車の両輪となり、 市民の「安全・安心」を守るため、重要な役割を担っていただきたい。

[水道事業所]

平成28年度は、水道事業収益は6百万円増を見込んでいるが、純損失は4,463万円となっている。これは平成27年度から平成29年度までの間の大規模建設・改良工事が重なっているためである。

【歳入】

企業債において、取水施設や浄水施設工事などにより、平成28年度に13億5,930 万円を借入。

【歳出】

新田配水地が平成27年度に完成し、平成28年度から減価償却が始まるため、減価償却費10億3,563万円なり、建設改良費では、取水施設工事や浄水施設設備更新などにより、平成28年度に30億9,375万円が発生する。

平成28年度末のキャッシュフローで、資金増加額は \triangle 2億3,576万円の減となり期末残高は、23億5,543万円となる。

〇所 見

水道事業を取り巻く状況は人口減や施設の老朽化等、年々厳しさを増してきているが、「東日本大震災」の経験をもとに「災害に強い水道」を目指し、施設や体制を整備していくことが必要である。

現在「取水施設整備」や「導水施設整備」「送配水管整備」「浄水施設整備」事業を計画的に行っているが、全体長期計画等が目に見える形で市民に対しても情報公開しながら、「安全・安心」と共有していくことが大切と考える。

さらに全国的に水質事故等が多発状況にあり、北上川水系においても増加傾向に ある。

水質事故等における緊急時の「情報連絡体制の整備」や「水質汚染対策」「河川環境保全の推進」など関係機関との更なる連携強化を図ることが必要がある。

(委員会報告)

2月定期議会までに実施した常任委員会調査について、執行部に対して調査結果に よる意見や提言を行うため、報告書の取りまとめを行った。

- 1. 期 間 平成28年5月19日(木)10時00分~12時05分
- 2. 場 所 登米市役所 3階 第1委員会室
- 3. 事件及び目的
- (1)原子力災害に係る登米市避難計画(豊里町・津山町編)(案)について 豊里町、津山町をUPZとする本市の効果的な避難のあり方について検討する ため、原子力災害に係る避難計画を調査し、課題等を検証する。
- (2) 登米市空家等対策計画(案) について

「登米市空き家等の適正管理に関する条例」及び「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、より具体的な運用を行うための空家対策計画の調査し、課題等を検証する。

4. 出 席 者 委員長 伊藤吉浩、副委員長 氏家英人 委 員 日下俊、及川昌憲、佐藤恵喜、庄子喜一、八木しみ子

(総務部) 部長 千葉博行、次長兼市長公室長 佐藤裕之、次長兼税務課長 冨士原徹、人事課長 阿部孝弘、総務課長 大柳晃、防災課長 千葉勝範、収納対策課長 工藤郁夫、法制専門監 三浦健一、契約専門監 及川仁、選挙管理委員会事務局次長 遠藤貞、防災課長補佐兼防災危機対策係長 千葉博英、市長公室室長補佐(総合調整担当)幡江健樹

(事務局) 三浦 正弘

- 5. 概 要 (別紙のとおり)
- 6. 所 見(別紙のとおり)

(1)原子力災害に係る登米市避難計画(豊里町・津山町編)(案) について

○概 要

本計画は、UPZ区域である豊里町及び津山町の住民の安全かつ速やかな避難について、必要となる基本的事項を定めるもの。

県の「避難計画原子力災害作成ガイドライン」に基づき策定しているが、県からの要請により、避難対象地域である豊里町及び津山町の住民に加え、石巻市の一部及び南三陸町の一部の住民についても、本市のUPZ区域外の地区で受け入れる。

避難者数は、豊里町及び津山町約1万人、石巻市及び南三陸町約1万3千人で、計2万3千人となり、避難時の避難先や避難経路及び退域検査ポイント2ヵ所も示された。

【本編の内容】

第1章 避難計画の作成

- 1 避難計画作成の根拠
- 2 避難計画の基本方針
- 3 避難計画の見直し

第2章 避難計画の対象地域

- 1 対象地域
- 2 避難先

第3章 事故発生時における対策

1 事故発生時における対策の 決定基準

第4章 住民の避難

- 1 市の対応
- 2 一般住民及び要配慮者等の避難 時における基本的な留意事項
- 3 各施設における避難計画の作成
- 4 一般住民の避難

- 5 在宅要配慮者の避難
- 6 通所施設利用者の避難
- 7 社会福祉施設入所者の避難
- 8 病院等入院患者等の避難
- 9 外国人への措置

第5章 住民への情報伝達・広報

- 1 住民への情報伝達体制
- 2 住民広報活動

第6章 避難住民の支援体制等

- 1 避難所及び福祉避難所の開設
- 2 避難所及び福祉避難所の運営
- 3 避難が長期化した場合の対応

第7章 登米市の災害警戒態勢等

- 1 原子力災害警戒態勢
- 2 災害対策本部の設置場所

○ 所 見

避難計画においては防災的避難として、市内には豊里・津山町域の1万人プラス石巻圏域からの1万人、計2万人の受入が計画されているが、退域検査体制ーつを検証しても検査機器台数・時間・人員・駐車場等様々な課題があり、現実的には非常に無理のある計画内容と思われる。

さらに避難計画は、風向き一つで大きく変わる恐れがあり、30Km圏内にとどまらず、天候や季節によっては、80Km圏内までも拡散することが想定される。市民に対して、しっかり拡散シミュレーション等の情報公開が必要であり、風向きによる様々な避難計画シミュレーションも必要である。

「広域避難計画」については、宮城県と山形県で調整中であるが、具体的内容は、未だに示されておらず、いつになるかもわからない状況である。市民全体の安全安心のためにも、早急な「広域避難計画」の策定が必要であり、国・県の積極的な関与も大切である。また、東北電力は2017年から女川原発の再稼働を目指しているが、本市としてはUPZ関係自治体と連携・協力・協調を図りながら、今後とも「再稼働反対」の姿勢をしっかり示していく必要がある。

(2) 登米市空家等対策計画(案)ついて

○概 要

平成27年4月1日登米市空き家等の適正管理に関する条例の施行及び平成27年5月26日空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことに伴い、登米市の空家対策を総合的かつ計画的に実施するため本計画を作成する。

〇目 的

本計画は、登米市空き家等の適正に関する条例の趣旨に基づき、空家等の様々な課題に具体的な対策を講じ、市民生活の安心・安全を確保するための中長期的計画を示す。

○対策及び取組方法

特定空家とは、防火・防災、環境衛生の悪化、景観の悪化、地元対応の限界など 保安上の危険性や周辺の環境衛生の悪化等、「市民の安全・安心」が脅かされている 場合において対策を講じる。

また、特定空家に認定されると、①助言又は指導、②勧告、③専門的知識を有する者からの意見聴取、④所有者・住民からの意見聴取、⑤命令、⑥公表、⑦代執行の手順で対策を講じる。

○ 所 見

全国的に高齢者世帯の増加や人口減少に伴い、空家が年々増加することが想定され避けては通れない大きな課題となっている。

本市の空家数は、現在 809 件となっており、危険空家は 21 件、そのうち 2 件が特定空家となっている。本市においては、平成 27 年 4 月より「登米市空き家等の適正管理に関する条例」を、また国土交通省において、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を全面施行した。今回「登米市空家等対策計画」が策定されれば、空家放置に対しての抑止力や抑制力につながり、大きな効果を上げるものと期待する。

全国的にもこれらの空家対策が急務となっているが、先進自治体において、積極的運用を図り、行政代執行を実施している自治体もあるが、費用回収ができない事象も発生しており、財政面からも慎重な運用を求められる。

更に空家予防の推進はもとより、「空家等の利活用促進」に伴う、「空家バンク」 のあり方、活用の仕方を改めて考える必要がある。現在は、開店休業状態にある と思うので、関係業者や地域住民とのきめ細かい連携と協力を図りながら、移住・ 定住を含めた利活用の推進が必要である。